

10956P-00

重要論点をモレなく制覇★「決め打ち」の1000問!!

～過去の全出題・23年分（H13～R5年）を徹底分析★

マンション管理士 問題 答 せ レ ク ト 1000



出題論点
完全網羅!

TACマンション管理士講座 編

2024
年度版

重要論点の
スピード攻略
&
基礎力UP!

独学をサポート★
TAC
『情報会員』
法改正フォロー
も万全!

売上シェア
No.1
マンション・営業受験対策書籍
大手書店調べ※



TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

マンション管理士試験は、**合格率が7～11%台前後の難関試験**であり、合格には十分な受験対策が必要となります。その際に不可欠となるのが「過去の**本試験問題（過去問）**を十分に**検討すること**」です。

本書は、当試験の創設以降**23年分のすべての過去問**から最新の出題傾向に基づいて重要問題を厳選し、簡潔でわかりやすい解説を加え、一問一答形式に編集した問題集です。本書に繰り返し取り組まれることで、本試験の出題範囲や出題レベルを把握し、頻出の出題項目に関する知識を**短期間で効率良くマスター**していただくことができます。

本書を手にした皆さんが、**合格の栄冠**を勝ち取られ、マンション管理士としてご活躍されることを願ってやみません。

2024年4月

TACマンション管理士講座

本書の執筆は、2024年4月現在施行の法令等に基づいています。法改正等については、『**法律改正点レジュメ**』をWeb登録で無料でご提供いたします（2024年9月上旬頃発送予定）。

【登録方法】 お手元に本書をご用意の上、インターネットの「情報会員登録ページ」からご登録ください（要・パスワード）。

【登録用パスワード】

【登録期限】 2024年11月1日まで

本書の効果的な利用法

1問ごとに4段階で「重要度」を表示しています。

- 重要度 S*** 今年の出題が予想される最重要事項です！
- 重要度 A 過去に3回以上の出題実績がある頻出事項、もしくは2回の出題でも絶対押さえておくべき基本事項です。
- 重要度 B 過去2回の出題がある、もしくは1回の出題でもきちんと押さえておくべき事項です。
- 重要度 C 過去1回のみ出題ですが、今後も出題される可能性のある事項です。

第6章

マンション管理適正化法

1 総則

重要度 S***

問1

□□□

複数の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分および事務所・店舗の用に供する専有部分がある場合、それら全ての専有部分が賃貸されている場合であっても、その建物はマンションに該当する。

間違ったら必ず「レ」印をつけておきましょう。弱点のチェックと試験直前の補強に役立ちます。

過去23年分（H13～令和5年度）の全出題から頻出かつ重要な1000肢を厳選、インプット学習に便利な○×形式で収録しました。この1冊で合格のための基礎知識は、ばっちりカバーできます。

重要度 S***

問2

□□□

人の居住の用に供される専有部分が1戸あるが、他の専有部分は別の区分所有者が事務所として使用している建物は、マンションである。

重要度 S***

問3

□□□

適正化法上のマンションとは、2以上の区分所有者がいる建物のことであり、その敷地や附属施設は含まれない。

その章で着目すべき論点を簡潔にまとめています。問題に**チャレンジする前に一読**すると理解がスムーズです。

「出題年度」を表示しています。

付属の**赤シート**で正解を隠して**チャレンジ**しましょう。

設問に**関連する知識**をまとめています。

設問と**対比させて覚えておきたい重要ポイント**です。

CHECK POINT
ここでの学習では、区分所有法と対比させる視点が重要だ。特に、区分所有法の**内容を変更する規定と確認する規定、標準管理規約独自の規定**を区別しよう。

[H27]
答 1 規約および総会の決議は、区分所有者の**包括承継人**および**特定承継人**に対しても、その効力を有する（標準管理規約単棟型5条1項）。したがって、駐輪場使用料に係る説明を受けなかったとしても、**特定承継人**である買主には、駐輪場使用料についての**総会決議**の効力が及ぶため、駐輪場使用料を支払わなければならない。

[H13]
答 2 対象物件のうち区分所有権の対象となる**専有部分**は、「住戸番号を付した住戸」とする（標準管理規約7条1項）。
△ココも注! 区分所有者は、その専有部分を「**専ら住宅として使用**」するものとし、他の用途に供してはならない（12条1項）。

[H14]
答 3 窓枠および窓ガラスは、**専有部分に含まれない**（標準管理規約7条2項3号）。したがって、工事費用は、**共用部分**として長

第3章
マンション
標準管理規約

ポイントをしっかりとまとめた簡潔な解説です。特に重要なキーワードや暗記すべき数字は**赤ゴシック**で表記しています。赤シートをかぶせれば、そのまま「**穴埋め問題**」として利用できます。

[R4]
答 25 登記官は、規約敷地についての規約が廃止され、敷地権であった権利が敷地権でない権利となったことによる**建物の表題部**に関する**変更の登記**をしたときは、**土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であった権利、その権利の登記名義人の氏名または名称および住所**ならびに**登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分**を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記をする旨および登記の年月日を記録しなければならない（不動産登記規則124条1項・2項）。

1回目 2回目 3回目
月日: /25 月日: /25 月日: /25 301

学習の**進捗と達成度**を記録しておきましょう。

※図は、いずれもサンプル図です。

はじめに (3)

本書の効果的な利用法 (4)

マンション管理士試験 受験ガイドンス (9)

第1編 民法等・区分所有法等

第1章 民法等 **163問** 2

- | | | | |
|--------------------|----|----------------|----|
| 1 制限行為能力者 | 2 | 2 意思表示・代理等 | 4 |
| 3 時効 | 12 | 4 物権変動・共有・抵当権等 | 20 |
| 5 債務不履行等 | 30 | | |
| 6 不可分債務・債権譲渡・債権の消滅 | 32 | | |
| 7 売買契約 | 40 | 8 各種の契約・借地借家法 | 48 |
| 9 事務管理・不法行為 | 70 | 10 相続 | 78 |

第2章 区分所有法等 (建替え等円滑化法・被災マンション法) **265問** 90

- | | | | |
|---------------|-----|------------------|-----|
| 1 総則 | 90 | 2 共用部分等 | 104 |
| 3 敷地利用権 | 114 | 4 管理者 | 118 |
| 5 規約および集会 | 126 | 6 管理組合法人 | 148 |
| 7 義務違反者に対する措置 | 158 | 8 復旧および建替え | 166 |
| 9 団地・罰則 | 176 | 10 マンション建替え等円滑化法 | 186 |
| 11 被災マンション法 | 196 | | |

第2編 マンション標準管理規約・管理事務に関する諸法令

第3章	マンション標準管理規約	180問	210
1	専有部分等の範囲・敷地，共用部分等の共有・用法			210
2	管理	220	3 管理組合	230
4	会計	268	5 雑則	272
6	団地型・複合用途型	278		
第4章	不動産登記法	25問	290
第5章	宅地建物取引業法・住宅品質確保法	8問	302
1	宅地建物取引業法	302	2 住宅品質確保法（品確法）	304

第3編 マンション管理適正化法・マンション標準管理委託契約書等

第6章	マンション管理適正化法	104問	310
1	総則	310	2 マンション管理士	312
3	マンション管理業	324		
4	マンション管理適正化推進センター・マンション管理業者の団体・雑則	346		
5	マンション管理適正化基本方針	348		
第7章	マンション標準管理委託契約書	21問	356
第8章	管理組合の会計・滞納管理費等の処理	30問	366
1	管理組合の会計	366	2 滞納管理費等の処理	372

第4編 建物及び設備の維持保全・関連諸法令

第9章	都市計画法	32問	382
第10章	建築基準法等	74問	396
1	建築基準法	396	
2	建築物省エネ法・バリアフリー法等	416	
第11章	設備・構造	156問	428
1	エレベーター設備	428	2 水道法・給水設備 428
3	消防法・消防用設備等	444	4 排水設備・浄化槽法 454
5	電気設備	462	6 その他の設備 464
7	建築構造の分類等	470	8 建築材料 478
第12章	維持・保全	109問	482
1	大規模修繕	482	2 劣化症状・診断 484
3	長期修繕計画	496	4 防犯・断熱・改修等 498

受験ガイドンス

マンション管理士は、専門知識を持って、管理組合の運営や建物の構造にかかる技術的な問題など、さまざまなマンションの管理に関して、管理組合の管理者等またはマンションの区分所有者等の相談に応じ、それらに対する**助言・指導その他の援助**を行うことを業務とする資格です。

マンション管理士として活動を行うには、マンション管理士試験に**合格**し、マンション管理士として**登録**する必要があります。

■マンション管理士試験の内容

試験内容（分野）	本書の該当章
<p>① マンションの管理に関する法令および実務に関すること</p> <p>区分所有法、被災マンション法、建替え等円滑化法、民法（取引、契約等マンション管理に関するもの）、不動産登記法、マンション標準管理規約、マンション標準管理委託契約書、マンションの管理に関するその他の法律（建築基準法、都市計画法、消防法、品質確保法）等</p>	<p>第1章・第2章・第4章・第5章</p>
<p>② 管理組合の運営の円滑化に関すること</p> <p>管理組合の組織と運営（集会の運営等）、管理組合の業務と役割（役員、理事会の役割等）、管理組合の苦情対応と対策、管理組合の訴訟と判例、管理組合の会計 等</p>	<p>第3章・第7章・第8章</p>
<p>③ マンションの建物および附属施設の構造および設備に関すること</p> <p>マンションの構造・設備、長期修繕計画、建物・設備の診断、大規模修繕 等</p>	<p>第9章～第12章</p>
<p>④ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関すること</p> <p>マンション管理適正化法、マンション管理適正化基本方針 等</p>	<p>第6章</p>

マンション管理士試験 受験ガイドンス

- 試験実施時期 11月26日(日) (令和5年度)
- 受験料 9,400円 (令和5年度)
- 試験機関 公益財団法人 マンション管理センター
[TEL] 03-3222-1611 [HP] <http://www.mankan.or.jp>

- ここ数年の受験傾向 受験者数はほぼ1万2,000～1万5,000人、合格点は34～40点(直近の令和5年度は36点)、合格率は7～11%前後で、それぞれ推移しています。

[学習のポイント]

本試験の出題内容は、マンション管理全般にわたりますが、ある程度**メリハリをつけて学習**することが試験対策として効率的です。

具体的には、「試験の内容」の表のうち、本書の第1章～第8章に該当する①②④をまず重点的に学習しましょう。特に「区分所有法」と「マンション標準管理規約」を関連付けながらしっかり理解することが必要です。多少面倒でも、できるだけ**条文を確認**しながら知識を定着させましょう。また、本書の第9章～第12章に該当する③の分野は、出題範囲が広く難問が出題されることもあります。基本的な論点や過去問レベルの出題も多いのも特徴です。手を広げすぎず過去問演習を繰り返すことで、これらの問題を落とさないようにすることが、ムリなくムダなく、短期間で合格するためのコツといえるでしょう。

[各章の学習方法]

- 第1章 民法等** 民法のみを対象とする出題は例年6問程度ですが、「区分所有法」等の他の法律等との複合問題を含めると、**8問程度**の出題となります。民法は**すべての法律の基礎**となりますので、その基本的な理解がないと他の法律もマスターすることができません。ある程度時間をかけて学習し、特に頻出の重要テーマ(売買契約、賃貸借契約、不法行為、相続等)については、しっかり習熟しておきましょう。また、近年の**改正点**にも注意しておく必要があります。

第2章 区分所有法等（建替え等円滑化法・被災マンション法）

「民法」や「マンション標準管理規約」との複合問題も含め、例年10問程度出題されています。区分所有法は、「マンション法」とも呼ばれ、マンション管理に関する最も基本的な法律であり、**合否を分ける科目**です。条文を参照しながらのテキストの読み込みと過去問の演習に取り組んでおきましょう。「建替え等円滑化法」は、例年1問、建替組合・権利変換計画・敷地売却決議・敷地分割決議等についての基本事項が出題されます。「被災マンション法」は、ここ10年で見れば、平成26、29、30、令和元、2、3、4年に各1問出題されています。区分所有法の「建替え決議」と比較しながら、基本事項を押さえておきましょう。

第3章 マンション標準管理規約 「民法」や「区分所有法」との複合問題を含めて、例年9問程度出題されています。単純な知識を問う問題だけではなく、「区分所有法」の理解を前提とした、より深く考えさせるような問題も出題されています。また、近年の**改正点**にも注意をしておく必要があります。学習にあたっては、**条文を参照**しながら「区分所有法」と比較しつつ、**関係コメントも熟読**しておきましょう。

第4章 不動産登記法 例年1問出題されています。専門的で奥が深く、難問が出題されることもありますが、受験対策としては、**登記の基本**（仕組みと手続）を理解した上で、頻出事項である**区分所有建物の登記の特徴**を押さえておきましょう。

第5章 宅地建物取引業法・住宅品質確保法 数年に1問程度の出題頻度です。「民法」の契約不適合責任の知識を前提として、その上で、「宅地建物取引業法」および「住宅品質確保法」について、それぞれ**過去に問われた内容**をきちんと押さえておきましょう。

第6章 マンション管理適正化法 例年5問出題されます。適正化法から4問、適正化基本方針から1問出題されることが多いです。網羅的な学習が必要で、**個数問題も多く、しっかりと学習が必要**となります。

第7章 マンション標準管理委託契約書 出題されても1問ではあるのですが、**マンション管理士としてはきちんと知っておくべき内容**です。条文、別表や関係コメントについても読み込みをしてほしいところ です。

第8章 管理組合の会計・滞納管理費等の処理 「管理組合の会計」は、例年2問出題されています。また、管理組合の税務について出題されることもありますので、**ここ数年の過去問**には、必ず目を通しておきましょう。「管理費等の滞納処理」は、「民事訴訟法」等の訴訟関連の知識が問われます。やはり、**過去問の範囲**をきっちり押さえておきましょう。

第9章 都市計画法 例年1問出題されます。範囲は広いですが、過去問の範囲に絞って学習しましょう。特に**地域地区の内容**を確認しておきましょう。

第10章 建築基準法等 例年4問程度出題されます。「建築基準法」、「水道法」、「消防法」から各1問ずつ、その他の建築関連法令（「建築物省エネルギー法」「バリアフリー法」「警備業法」等）から1問程度、それぞれ出題されます。詳細な知識が問われることもありますが、まずは**過去問の周辺知識**を押さえておきましょう。

第11章 設備・構造 例年5問程度の出題です。細かい知識に関する出題が多いものの、基本事項や過去問からの出題もよく見られるため、頻出である「エレベーター設備」「水道法・給水設備」「消防法・消防用設備等」「排水設備」「建築設備の分類等」についての**過去問**は必ず押さえておきましょう。

第12章 維持・保全 例年5問程度出題されます。マンションの劣化症状やその診断・改修方法、長期修繕計画に関する事項等が主な内容です。技術上の細かい知識が必要とされる出題もありますが、**過去問の範囲とその周辺の知識**を確実に押さえることが、最も効率的な対策となります。

第 **1** 編

民法等・ 区分所有法等

第1章 民法等

第2章 区分所有法等

(建替え等円滑化法・被災マンション法)

1 制限行為能力者

重要度 B

問 1

甲マンションの一室に1人で住んでいる区分所有者Aは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、管理費を滞納している。この場合において、甲マンションの管理組合は、家庭裁判所にAの後見開始の審判を請求することができる。

重要度 B

問 2

甲マンション203号室を所有しているAは、高齢になり判断能力に不安を抱えていたところ、Bとの間で、Bに高額の報酬を支払って同室の内装をリフォームしてもらう旨の請負契約を締結した。本件請負契約を締結した時にAに意思能力がなかった場合には、Aは、意思能力を欠いていたことを理由として、本件請負契約の無効を主張することができる。

重要度 B

問 3

甲マンション203号室を所有しているAは、高齢になり判断能力に不安を抱えていたところ、Bとの間で、Bに高額の報酬を支払って同室の内装をリフォームしてもらう旨の請負契約を締結した。本件請負契約を締結した時に、Aについて後見開始の審判はなされていなかったが、Aが精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあった場合には、Aは、行為能力の制限を理由として、本件請負契約を取り消すことができる。

CHECK POINT

基本事項を学習した上で、頻出項目（時効、共有、債務不履行、契約不適合責任、不法行為、請負、賃貸借、相続）を事例を通して理解しておこう。

[H20]

答 1

×

家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる（民法7条）。管理組合は、後見開始の審判を請求できる者に含まれていない。

[H30]

答 2

○

契約を締結するには意思能力が必要であり、意思能力のない者がした行為は無効である（民法3条の2）。したがって、Aは、本件請負契約の無効を主張できる。

[H30]

答 3

×

後見開始の審判を受けた者（成年被後見人）がした行為は取り消すことができる（民法9条本文）。しかし、成年被後見人といえるには、後見開始の審判を受けることが必要であり（8条）、後見開始の審判がなされていない者がした行為は、たとえその者が行為の時に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったとしても、取り消すことができない。

2 意思表示・代理等

重要度 **A**

問 4

Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。Aは、本心では202号室を売却するつもりはなく売買契約を締結した場合において、Bがそのことを知り、または知ることができたときは、売買契約は無効となる。

重要度 **A**

問 5

Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。Aは、本心では202号室を売却するつもりはなかったが、借入金の返済が滞り差押えを受ける可能性があったため、Bと相談のうえ、Bに売却したことにして売買契約を締結したときは、売買契約は無効となる。

重要度 **A**

問 6

Aは、Bとの間で、甲マンションの1室である202号室をBに売却する旨の売買契約を締結した。Bは、甲マンションの近くに駅が新設されると考えて202号室を購入したが、そのような事実がなかったときは、Bが駅の新設を理由に購入したことがAに表示されていなくても、Bは売買契約を取り消すことができる。

[R4]

答 4



表意者が真意でないことを知りながら意思表示をした場合、その意思表示は**有効**であるが（民法93条1項本文）、**相手方**がその意思表示が**表意者の真意ではないことを知り**、または**知ることができた**ときは**無効**となる（同ただし書）。したがって、Aは本心では202号室を売却するつもりがないことを、Bが知っていたか、または知ることができたときは、当該売買契約は無効となる。

[R4]

答 5



Aは、本心では202号室を売却する意思がないにもかかわらず、Bと相談のうえ、Bに売却したことにして売買契約を締結している。これは**相手方と通じてした虚偽の意思表示**であるので、売買契約は**無効**となる（民法94条1項）。

[R4]

答 6



Bは、実際には違うにもかかわらず、甲マンションの近くに新駅ができると考えて202号室を購入しているので、購入の意思表示をした**動機に錯誤**が生じている。このように、意思表示をした動機に**錯誤**がある場合、表意者は、その**動機が契約をする基礎**となっていることが意思表示の内容として**相手方に表示（明示または黙示の表示）されていたときに限り**、その意思表示を取り消すことができる（民法95条1項2号・2項、判例）。したがって、Bが202号室を購入した動機がAに明示または黙示により表示されていないならば、Bは売買契約を取り消すことはできない。

重要度 **A**

問 **7**

甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約（この問いにおいて「本件売買契約」という。）を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。この場合において、AがBの詐欺によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合であっても、Bの詐欺によって意思表示をしたことについてAに過失があったときは、Aは詐欺を理由として自己の意思表示を取り消すことができない。

重要度 **A**

問 **8**

甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約（この問いにおいて「本件売買契約」という。）を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。この場合において、Aが第三者Cの詐欺によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合には、Bがその事実を知っていたか、知ることができたときに限り、Aは詐欺を理由として自己の意思表示を取り消すことができる。

重要度 **A**

問 **9**

甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約（この問いにおいて「本件売買契約」という。）を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。この場合において、AがBの強迫によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合であっても、Bの強迫によって意思表示をしたことについてAに過失があったときは、Aは強迫を理由として自己の意思表示を取り消すことができない。

[R3]

答 7

✕

詐欺による意思表示は取り消すことができる（民法96条1項）。詐欺にあった者は被害者であるから、詐欺によって意思表示をしたことについて表意者に過失があったときでも、取り消すことができる。

[R3]

答 8

○

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合は、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民法96条2項）。第三者の詐欺によって意思表示をした場合、これを信じた表意者にも落ち度があるから、相手方保護のために取消しが制限される。したがって、本肢のとおりである。

[R3]

答 9

✕

強迫による意思表示は取り消すことができる（民法96条1項）。強迫された者は被害者であるから、強迫によって意思表示をしたことについて表意者に過失があったときでも、取り消すことができる。

重要度 A

問 10

甲マンション203号室を所有するAは、Bとの間で、同室をBに売却する旨の契約（この問いにおいて「本件売買契約」という。）を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。この場合において、Aが第三者Dの強迫によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合には、Bがその事実を知っていたか、知ることができたときに限り、Aは強迫を理由として自己の意思表示を取り消すことができる。

重要度 B

問 11

甲マンション203号室を所有しているAは、高齢になり判断能力に不安を抱えていたところ、Bとの間で、Bに高額な報酬を支払って同室の内装をリフォームしてもらう旨の請負契約を締結した。本件請負契約を締結する際に、Bが、Aの窮迫・軽率・無経験を利用して、相場よりも著しく高額な報酬の支払をAに約束させていた場合には、Aは、公序良俗に違反することを理由として、本件請負契約の無効を主張することができる。

重要度 B

問 12

Aは、その子Bを代理人として、その所有するマンションの一室をCに売却することとした。この場合、Bが未成年者であっても、Aは、Bを代理人とすることができる。

重要度 B

問 13

Aは、認知症となり判断能力を欠く常況にある父親Bから何らの代理権を付与されていないのに、Bの代理人と称してB所有のマンションの一室をCに売却する売買契約を締結した場合、正常な判断能力を有するBの妻が当該売買契約を追認すれば、当該売買契約は、有効となる。

[R3]

答 10

✕

相手方に対する意思表示について**第三者が強迫**を行った場合は、相手方がその事実を知っていたか、または知ることができたかにかかわらず、その意思表示を**取り消す**ことができる（民法96条2項反対解釈）。第三者の強迫によって意思表示をした場合は、表意者に落ち度はないので、第三者による詐欺の場合と異なり、表意者保護のために、**意思表示を取り消すことに制限はない**。したがって、Aが第三者Dの強迫によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合には、Bがその事実を知っていたか、知ることができたかに「**かかわらず**」、Aは強迫を理由として自己の意思表示を取り消すことができる（同条1項）。

[H30]

答 11

○

相手方の窮迫・軽率・無経験を利用して、相場より著しく高額な報酬を支払うことを約束させる請負契約は、**公序良俗に反するものとして無効**となる（判例、民法90条）。したがって、Aは、公序良俗に違反することを理由として、本件請負契約の無効を主張できる。

[H15]

答 12

○

任意代理の代理人は、**行為能力者**でなくてもよい（民法102条参照）。したがって、**未成年者**、成年被後見人等の**制限行為能力者**であっても、代理人となることができる。

**ココも注意!**

この場合、本人は代理人の制限行為能力を理由に代理行為を**取り消す**ことはできない（102条本文）。

[H17]

答 13

✕

本間の行為は、代理権のない代理人の行為であるので、**無権代理**である。この無権代理行為を**追認**することができるのは、**本人**（B）のみである（民法113条1項）。したがって、Bの妻が追認しても、無権代理行為は、**有効**とはならない。

**ココも注意!**

本人が無権代理行為を追認すれば、別段の意思表示がない限り、その行為は**契約の時**にさかのぼって有効となる（116条本文）。

2024年度版

マンション管理士 一問一答セレクト1000

発行日 2024年4月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社（マンション管理士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 10956P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。